

福島県立医科大学学則

(平成18年 4月 1日 基本規程第17号)
(改正 平成18年12月27日 基本規程第28号)
(改正 平成19年 7月31日 基本規程第 8号)
(改正 平成19年11月22日 基本規程第18号)
(改正 平成20年 3月28日 基本規程第26号)
(改正 平成20年 4月 1日 基本規程第 8号)
(改正 平成20年11月 5日 基本規程第13号)
(改正 平成21年 4月 1日 基本規程第 6号)
(改正 平成21年11月11日 基本規程第21号)
(改正 平成22年11月10日 基本規程第33号)
(改正 平成23年 1月11日 基本規程第36号)
(改正 平成23年11月16日 基本規程第16号)
(改正 平成24年 2月10日 基本規程第25号)
(改正 平成24年11月19日 基本規程第14号)
(改正 平成25年 1月 9日 基本規程第16号)
(改正 平成25年 5月12日 基本規程第33号)
(改正 平成26年 4月 1日 基本規程第44号)

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 組織(第2条—第4条)
- 第3章 職制(第5条)
- 第4章 学年、学期及び休業日(第6条—第8条)
- 第5章 修業年限及び在学期間(第9条・第10条)
- 第6章 入学(第11条—第19条)
- 第7章 教育課程及び履修方法等(第20条—第25条)
- 第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第26条—第30条)
- 第9章 卒業及び学位(第31条・第32条)
- 第10章 賞罰(第33条・第34条)
- 第11章 学生寮(第35条)
- 第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生及び
外国人留学生(第36条—第42条)
- 第13章 博士研究員(第43条)
- 第14章 授業料等(第44条)
- 第15章 点検・評価(第45条)
- 第16章 公開講座(第46条)
- 第17章 補則(第47条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 福島県立医科大学（以下「本学」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び公立大学法人福島県立医科大学定款に基づき、広く一般的教養を養い、医学及び看護学に関する学理及びその応用を教授研究し、人格を陶冶し、社会の福祉と文化の向上発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

(学部、学科及び学生定員)

第2条 本学に、医学部及び看護学部を置く。

2 前項の各学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	85人	—	510人
看護学部	看護学科	84人	6人	348人

3 医学部は、医師としての基本的知識・技術・態度、問題解決能力を備え、生涯にわたり学ぶ意欲を持ち、併せて、地域社会に貢献し、様々な分野で活躍する医師を育成する。

4 看護学部は、生命の尊厳を理解できる感性と人間性を備え、社会の変化に対応した健康課題を認識し、併せて、保健医療福祉にかかわる広い領域で活躍する看護専門職者を育成する。

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関しては、第7条、第5章から第7章まで（第14条、第15条及び第18条を除く。）、第9章、第12章及び第13章の規定は適用せず、大学院に関し必要な学則は、別に定める。

3 大学院に関しては、第30条、第33条、第34条第1項中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

(附属施設、内部組織及び審議機関)

第4条 前2条に定めるもののほか、本学に附属施設として附属病院、ふくしま国際医療科学センター、臨床研究イノベーションセンター、広報コミュニケーション室、地域医療支援センター及び会津医療センターを、本学の内部組織として総合科学教育研究センター、事務局、学生部、医療人育成・支援センター、男女共同参画支援室及び附属学術情報センターを、医学部の附属施設として附属生体情報伝達研究所、附属放射性同位元素研究施設、附属実験動物研究施設、附属医療制度研究センター及び附属死因究明センターを、事務局の附属施設として大学健康管理センター及び病児病後児保育所を、それぞれ置く。

2 本学に、教育研究審議会、教授会その他の審議機関を置く。

3 前2項に規定する本学の附属施設、内部組織及び審議機関に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程（平成18年4月1日基本規程第1号）の定めるところによる。

第3章 職制

(職制)

第5条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職を置く。

2 前項に規定する職制に関し必要な事項については、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程（平成18年4月1日基本規程第1号）の定めるところによる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 授業を行わない日又は授業を行わない期間（以下この条において「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、学長は、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 春季休業 3月中旬から4月上旬までの間における3週間

四 夏季休業 7月中旬から9月下旬までの間における8週間

五 冬季休業 12月下旬から翌年1月中旬までの間における3週間

第5章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、医学部にあっては6年とし、看護学部にあつては4年とする。

(在学期間)

第10条 本学に在学できる期間（以下「在学期間」という。）は、医学部にあっては10

年、看護学部にあつては8年を超えることができない。この場合において、医学部にあつては、第1学年から第2学年まで、第3学年から第4学年まで及び第5学年から第6学年までの区分につき、それぞれ4年を超えて在学することができない。

第6章 入学

(入学の時期)

第11条 本学の入学時期は、学年の始めとする。ただし、転入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第3号の規定により専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続き)

第13条 本学に入学を志願する者は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、学長が指定する期日までに学長に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第14条 学長は、入学を志願した者について、選考により、合格者を決定する。

(入学手続き及び許可)

第15条 前条の合格者は、学長が指定する期日までに学長が別に定める書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第16条 本学の看護学部に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち短期大学を卒業した者
- 二 保健師助産師看護師法第21条第1号の規定により文部科学大臣の指定した学校のうち専修学校の専門課程を修了した者（第17条に規定する者に限る。）
- 三 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により厚生労働大臣の指定した看護師養成所のうち専修学校の専門課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年／文部／厚生／省令第1号）第7条第1項に規定する指定基準により指定したものに限る。）を修了した者（第17条に規定する者に限る。）

2 看護学部に編入学を志願する者は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、学長が指定する期日までに学長に提出しなければならない。

3 学長は、編入学を志願した者について、選考により、合格者を決定する。

4 前条の規定は、編入学者の入学の手續及び許可について準用する。

5 前項で準用する前条第2項の規定により入学を許可された者の修業年限は2年とし、在学期間は、4年を超えることができない。

(転入学)

第17条 学長は、他の大学に在学している者で、本学への入学を志願するものがあるときは、欠員がある場合に限り、選考により、相当学年に転入学を許可することができる。

(再入学)

第18条 学長は、第29条の規定により退学を許可された者で、同一学部に再入学を志願するものがあるときは、選考により、相当学年に再入学を許可することができる。

(編入学等の取扱い)

第19条 前3条の規定により入学を許可された者の次に掲げる事項については、教授会の議を経て、学長が決定する。

- 一 既に履修した授業科目及び単位数の取扱い
- 二 在学すべき年数（前2条の規定により入学を許可された者に係るものに限る。）
- 三 在学期間（前2条の規定により入学を許可された者に係るものに限る。）

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方法)

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

(授業科目等)

第21条 本学の授業科目を、次のように分ける。

- 一 医学部においては、総合科学系、生命科学・社会医学系及び臨床医学系とする。

二 看護学部においては、基礎系、専門基礎系及び看護学専門とする。

2 授業科目の名称、単位数又は授業時間数、単位の計算方法及び履修年次等については、別に定める。

(単位の授与等)

第22条 単位の授与及び授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目の修了の認定は、試験その他の審査によりこれを行う。

(学修の評価)

第23条 学修の評価は、A、B、C又はDをもって表示し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修（学長が大学教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学及び復学)

第26条 学生は、病気その他やむを得ない理由により2月以上修学することができないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の理由があると認める場合は、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、福島県立医科大学大学院学則（平成18年4月1日基本規程第18号）第4条第3項及び第5条第1項に規定

する修士課程においては、通算して2年を超えることができない。

5 休学期間は、第10条の在学期間には算入しない。

6 学生は、休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第27条 学生は、他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 学生は、外国の大学で学修することを志願しようとするときは、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第31条に規定する期間に含めることができる。

3 第24条の規定は、第1項の規定による留学について準用する。

(退学)

第29条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会及び教育研究審議会の議を経て、除籍することができる。

- 一 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- 二 在学期間を超えた者
- 三 第26条第3項又は第4項に規定する休学期間を超えた者
- 四 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第9章 卒業及び学位

(卒業)

第31条 学長は、本学の医学部にあっては6年、看護学部にあつては4年（第16条、第17条又は第18条の規定により入学した者については、第16条第5項又は第19条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数を修得した者又は授業時間数の修了の認定を受けた者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第32条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し学士の学位を授与し、学位記に次のとおり付記する。

- 医学部 学士（医学）
看護学部 学士（看護学）

第10章 賞罰

(表彰)

第33条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第34条 学長は、この規則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、教授会及び教育研究審議会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席が常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒処分に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学生寮

(学生寮)

第35条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生及び 外国人留学生

(研究生)

第36条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第37条 学長は、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学することができる者は、第12条各号のいずれかに該当する者とする。

3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与え、又は授業科目の修了の認定をすることができる。

(特別聴講学生)

第38条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与え、又は授業科目の修了の認定をすることができる。

(聴講生)

第39条 学長は、本学において一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考により、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定により聴講を受けた者が当該授業科目の試験に合格したときは、当該授業科目を履修したことを証する書類を発行することができる。

(研修生)

第40条 学長は、本学において研修を願い出る者があるときは、選考により、これを許可することができる。

2 学長は、前項の規定により研修を受けた者が当該研修を修了したときは、当該研修を修了したことを証する書類を発行することができる。

(外国人留学生)

第41条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願するものがあるときは、選考により、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規程)

第42条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 博士研究員

(博士研究員)

第43条 学長は、本学において、特定の専門事項について、より深く研究しようとする者があるときは、博士研究員として登録することができる。

2 博士研究員として登録することができる者は、博士の学位を授与された者又はこれに準ずる学識があると学長が認めた者とする。

3 博士研究員の登録の有効期間は、1年以内とする。ただし、申請により登録の更新をすることができる。

4 博士研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 授業料等

(授業料等)

第44条 この学則に定めるもののほか、入学検定料、入学料、授業料、研修料、学位審査料及び博士研究員登録申請手数料に関し必要な事項は、別に定める。

2 特別の理由があると認められる者については、別に定めるところにより、入学検定料、入学料及び授業料を減額し、又は免除することがある。

第15章 点検・評価

(自己点検及び評価)

第45条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第16章 公開講座

第46条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 補則

(学長への委任)

第47条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基本規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年3月31日現在、公立大学法人福島県立医科大学及び公立大学法人会津大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（平成18年福島県条例第11号）による廃止前の福島県立医科大学条例（昭和39年福島県条例第27号）第2条の規定に基づき設置された福島県立医科大学（以下「旧大学」という。）に在学する学生で、平成18年4月1日以降も旧大学に在学する予定であったものは、別に当該学生が意思表示をしない限り、平成18年4月1日に公立大学法人福島県立医科大学が設置する本学に承継し、この学則を適用する。この場合において、当該学生に適用されていた学則その他の規程については、なお従前の例による。

附 則

この基本規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日基本規程第8号）

（入学定員等の暫定的な増員）

1 この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の福島県立医科大学学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成20年度から平成36年度までの間における医学部医学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入学定員	95人	100人	105人	110人	125人	130人
収容定員	495人	515人	540人	570人	615人	665人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
入学定員	130人	130人	130人	130人	115人	115人
収容定員	700人	730人	755人	775人	765人	750人

	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
入学定員	85人	85人	85人	85人	85人
収容定員	705人	660人	615人	570人	540人

附 則（平成19年11月22日基本規程第18号）

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日基本規程第26号）

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日基本規程第8号）

この基本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月5日基本規程第13号）

この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日基本規程第6号）

この基本規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月11日基本規程第21号）
この基本規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月10日基本規程第33号）
この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 1月11日基本規程第36号）
この基本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日基本規程第16号）
この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。

- 附 則（平成24年 2月10日基本規程第25号）
- 1 この基本規程は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の福島県立医科大学学則第2条第2項の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの間における看護学部看護学科の学生定員は、次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入学定員	84人	84人	84人
編入学定員	6人	6人	6人
収容定員	340人	340人	344人

附 則（平成24年11月19日基本規程第14号）
この基本規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 1月 9日基本規程第16号）
この基本規程は、平成25年 1月 9日から施行する。

附 則（平成25年 5月12日基本規定第33号）
この基本規程は、平成25年 5月12日から施行する。

附 則（平成26年 4月 1日基本規定第44号）
この基本規程は、平成26年 4月 1日から施行する。